

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名	こども家庭庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税の課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容 (概要)	企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、課税標準を価格の四分の一とする特例措置については、令和 7 年 3 月 31 日が適用期限となっているところ、延長の要望を行わないこととする。		
関係条文	〔 ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 33 条第 6 項 〕		
増収 見込額	〔平年度〕 — （ — ） 〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）		
廃止 又は 縮減の 理由	令和 7 年度以降、本特例措置の対象となる事業者が存在しないため。		